

## 1. 改正概要

「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」が平成28年6月1日に施行され、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されることとなりました。これまで、工作物の解体工事は「とび・土工工事業」に分類されていましたが、法施行後は分離され、「解体工事業」に分類されることとなります。

法施行後は、500万円以上の工作物の解体工事を請け負う場合には原則「解体工事業」の許可が必要となりますが、法施行日までに「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事を営んでいる場合、平成31年5月31日までは解体工事業の許可を受けずに工作物の解体工事を請け負うことができます。

また解体工事の場合、500万円未満のみの工事を請け負う場合でも建設リサイクル法による解体工事業者登録が必要です。この登録は、「土木一式工事業」、「建築一式工事業」、「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要となります（平成31年5月31日までは、「とび・土工工事業」の許可を持っている場合も登録不要です。）。

	建設業許可業種【法施行以前】		建設業許可業種【法施行後】
1	土木工事業	1	土木工事業
・	・		
4	左官工事業	4	左官工事業
5	とび・土工工事業	5	とび・土工工事業
6	石工事業	6	石工事業
・	・	・	・
・	・	・	・
28	清掃施設工事業	28	清掃施設工事業
		29	解体工事業

## 2. 解体工事の区分の考え方

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省 告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日建設業許可事務ガイ ドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ) 足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量 物の運搬配置、鉄骨等 の組立て、 <del>工作物の解 体等を行う工事</del> ロ) ~ハ) (略)	イ) とび・素行、ひき工事、足場等仮説 工事、重量物の揚重運搬配置工事、 鉄骨組立工事、コンクリートブロッ ク据付け工事、 <del>工作物解体工事</del> ロ) ~ハ) (略)
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。(建設業許可事務ガイドライン)

#### 具体例

建築一式工事	解体工事	各専門工事
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高層ビルの解体工事</li> <li>・解体工事と、立て替え工事を一体で請け負う工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の解体工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機のみを解体する工事 (電気工事に該当)</li> </ul>

### 3. 技術者要件について

工事業の技術者要件（営業所専任技術者・工事現場に配置する主任技術者等）

#### 【監理技術者】

- 1級土木施工監理技士※<sup>1</sup>
- 1級建築施工監理技士※<sup>1</sup>
- 技術士（建設部門または総合技術監理部門（建設））※<sup>2</sup>
- 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

#### 【主任技術者】

- 監理技術者の資格のいずれか
- 2級土木施工管理技士（土木）※<sup>1</sup>
- 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※<sup>1</sup>
- とび技能士（1級）
- とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- 登録解体工事試験（平成28年6月1日より登録を開始）
- 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
- 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
- とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

- ※1 平成27年度までの合格者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

#### 4. 経過措置について

##### ①建設業許可に関する経過措置

- ・ 施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月末まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（平成31年6月1日以降は、解体工事の許可が必要）。
- ・ 施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務の管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務の管理責任者の経験とみなします。

##### ②技術者要件に関する経過措置

- ・ 平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成28年5月31日までに要件を満たした者に限る）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者や工事に配置する主任技術者等になることができます。

（例）平成27年度までに合格した1級の建設機械施工技士

平成33年3月31日まで	平成33年4月以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

- ・ 新とび・土工工事の実務経験は、旧とび・土工工事の全ての実務経験とする。
- ・ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数\*とする。

法施行前、施行後の実務経験算出例

	法施行前	法施行後
法施後 とび・土工工事業		
解体工事業		

※1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とします（法施行前までの経験に限る）。

（例）家屋の解体工事と盛土・造成工事の一つの契約で請け負った場合、全体の工期が1年で、うち解体工事の工期が2ヶ月だった場合、1年間を解体工事の実務経験年数とみなします。

## 5. 許可申請時の技術者の申請についての注意点

### ① 経過措置期間中に限り解体工事業の資格者としてみなされる者を登録する場合、「附則第4条該当」の資格コードを記入する

解体工事業の業種追加申請や、般特新規申請の際に有資格区分コードを記入する必要がある様式があります（様式第1号別紙四、様式第11号の2、様式第8号）。4で説明したとおり、解体工事業の資格者については平成33年3月31日まで経過措置がとられますので、その経過措置に対応した資格区分コードを記入しなければなりません。資格区分コードについては、「有資格コード一覧」をご参照ください。なお、有資格区分コード一覧表にある「附則第4条該当」とは、解体工事業の資格者としての要件は満たしていないが、施行日時点で「とび・土工工事業」の資格者としての要件を満たしており、解体工事業の技術者としてみなされる者を指します。

例えば、平成27年度以前に1級土木施工管理技士を取得している技術者を専任技術者として登録する場合、申請時点で既に登録解体工事講習を修了しているか、解体工事に関して1年間の実務経験がある場合は有資格区分コード「13」を使用し、講習修了を修了しておらず、かつ、1年間の解体工事に関しての実務経験がない場合は有資格区分コード「1C」を使用します。「13」を使用する場合は、解体工事業の資格者としての要件を満たすことの証明書類（「13」の場合は平成28年度以降の資格証、登録解体工事講習の修了証、又は解体工事業に関しての1年以上の実務経験証明書）が必要になります。

### ② 「附則第4条該当」の資格コードで解体工事業の技術者として登録した場合、経過措置期間終了までに変更手続きをとる

「附則第4条該当」の有資格区分コードが使用できるのは経過措置期間終了の平成33年3月31日までです。平成33年4月1日以降も引き続き解体工事業の許可を継続して受けるには、経過措置期間終了までに登録している技術者が要件を満たすか、要件を満たしている技術者に変更する手続きが必要になります。この手続きが取られない場合、経過措置期間終了時点で解体工事業の許可は廃業することになりますのでご注意ください。

#### 変更手続きに必要な書類一覧

- 様式第22号の2「変更届出書」（第1面のみ）
- 様式第1号（別紙4）「専任技術者一覧表」
- 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（現在の技術者を削除し新しい者を追加する場合は削除届も必要）
- 解体工事業の技術者としての要件を満たすことの証明書類（国家資格の合格証明書等、卒業証明書、登録解体工事講習の修了証、実務経験証明書）